

給付奨学金継続願（編入学/認定専攻科進学/適格専攻科進学）

提出確認チャート

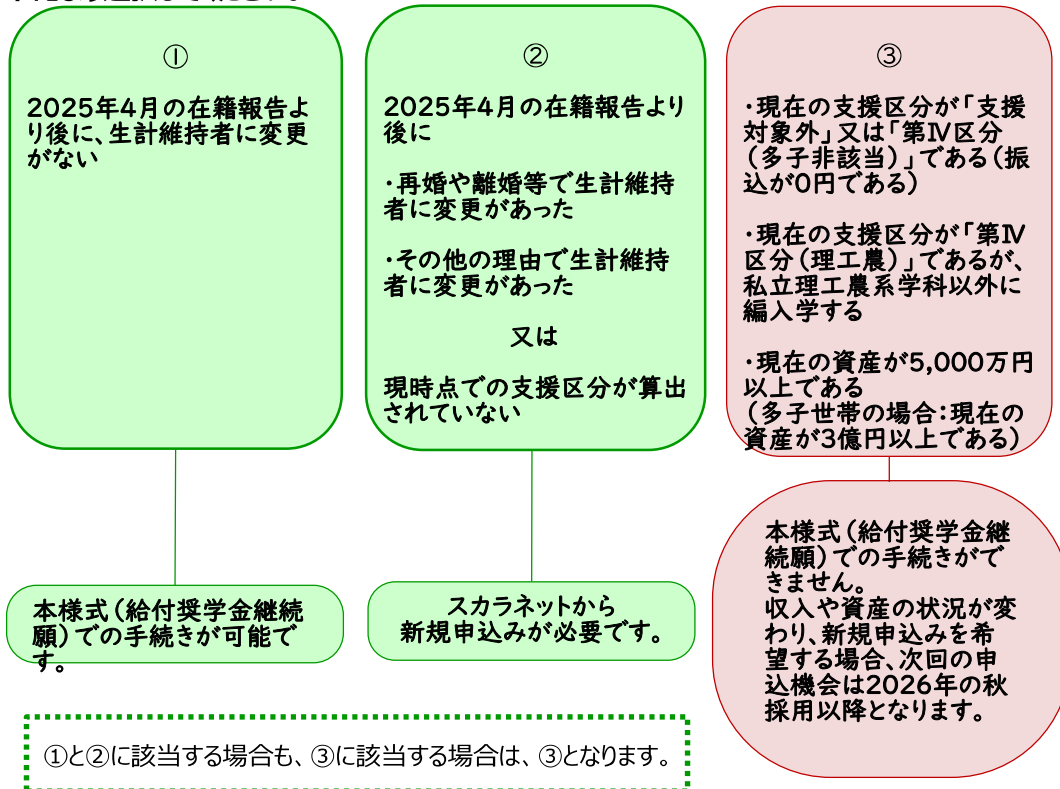
・直近の適格認定（家計）を編入学日時点の生計維持者で実施していない場合（生計維持者に変更が生じている場合）

→編入学奨学金継続願の提出ではなく、編入学後・進学後の学校で、新規にスカラネットから給付奨学金の申込をしてください。

・現在の支援区分が支援対象外の場合

→継続願の提出ができません。また、新規申込みをすることは可能ですが、2025年10月から支援対象外で停止中の方の次回の申込機会は、2026年の秋採用からとなります。

下記より選択してください。



◆2026年10月に編入学する場合（9月編入学は上記と同じになります）

→2026年4月の在籍報告より後に生計維持者に変更がある場合は、継続願の提出ができません。

スカラネットから新規申込みをしてください。

→2026年10月から支援対象外又は「第IV区分（多子非該当）」の場合は、次回の申込機会は2027年の秋採用からとなります。

→資産額が基準額以上の場合は、次回の申込機会は2027年度春採用からとなります。

◆新規申込みする際の留意点

→「継続支給が認められる要件は満たしているが、新規申込みする必要がある者」であることを学校に申し出てください。

→スカラネット入力時に、「STEP4 ⑥あなたの履歴情報」の「3.」に編入学前・進学前の学校で支給を受けていた「給付奨学生番号」を入力してください（スカラネット下書き用紙P10）。

※家計急変採用による支援区分見直し期間中であった場合は、本様式ではなく、スカラネットを通じた申請手続きとなります。学校に申し出てください。